

## 三朝町すこやか乳幼児家庭保育応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、三朝町すこやか乳幼児家庭保育応援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、乳幼児の保育を家庭で行う者の経済的負担を軽減することで、多様な育児のあり方を支援し、もって町民の希望出生率の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱で乳幼児とは、町内に住所を有し、かつ、現に町内に居住している満1歳に満たない者をいう。

(本補助金の交付)

第4条 町は、第2条の目的を達成するため、次の各号のいずれかに該当する者（町内に住所を有し、かつ、現に町内に居住している者に限る。以下「支給対象者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 乳幼児を監護し、かつ、生計を同じくする父又は母
- (2) 父母に監護されない乳幼児を現に監護する者（町長が特に必要と認めた場合に限る。）

2 本補助金の対象期間は、乳幼児が出生の日の翌日から起算して57日目に達した日の属する月から満1歳の誕生日の前日の属する月の前月（誕生日が月の初日である時は、その前日の属する月）までとする。

3 本補助金の額は、1月につき乳幼児1人当たり3万円とする。ただし、本補助金の対象期間に1月未満の月がある場合の当該月の本補助金の額は、1日につき乳幼児1人当たり1,000円とする。

(本補助金の交付制限)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、本補助金を交付しない。

- (1) 乳幼児が保育所等に通所しているとき。
- (2) 支給対象者又はその配偶者が、当該乳幼児について、育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業に起因する給付金、手当等を受給しているとき（受給予定である場合及び過去に受給していた場合を含む。）。
- (3) 支給対象者（前条第1項第1号に該当する支給対象者にあつては、その配偶者を含む。）が、町税その他町に納付すべき金額を滞納しているとき。
- (4) 支給対象者が、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けているとき。

- (5) 支給対象者が、乳幼児の養育を著しく怠っていると町長が認めたとき。
- (6) 支給対象者及び乳幼児が町内に居住している理由が、里帰り出産等一時的なものであると認められるとき。
- (7) その他町長が本補助金の交付が適当でないとして認めたとき。

(本補助金の交付申請)

第6条 本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三朝町すこやか乳幼児家庭保育応援事業補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(本補助金の交付の決定等)

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査のうえ、可否を決定し、三朝町すこやか乳幼児家庭保育応援事業補助金交付（却下）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(本補助金の交付月等)

第8条 本補助金は、申請日の属する月の翌月分から交付する。ただし、次の各号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に定める月分から交付する。

- (1) 乳幼児が出生の日の翌日から起算して57日目に達したことにより、新たに支給対象者となった者
  - ア 出生の日の翌日から起算して57日目に達した日から起算して30日以内に本補助金を申請した場合 出生の日の翌日から起算して57日目に達した月
  - イ 出生の日の翌日から起算して57日目に達した日から起算して30日を経過して本補助金を申請した場合 申請日の属する月
- (2) 転入等の事由により、新たに支給対象者となった者（申請日が月の初日の場合に限る。） 申請日の属する月
- (3) 4月1日から申請日までの間、引き続き支給対象である者
  - ア 4月末日までに本補助金を申請した場合 申請日の属する年度の4月
  - イ 4月末日を経過して本補助金を申請した場合 申請日の属する月

2 町長は、前条の規定により本補助金の交付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）に対し、毎年4月、8月及び12月の3期に、それぞれの前月までの本補助金を交付するものとする。

(資格の喪失等)

第9条 受給者は、次の各号に掲げる場合が生じたときは、それぞれ当該各号に定める書類を町長に届け出なければならない。

- (1) 支給対象者の要件を満たさなくなったとき。 三朝町すこやか乳幼児家庭保育応援事業補助金受給資格喪失届（様式第3号）
- (2) 受給者の住所等に変更が生じたとき。 三朝町すこやか乳幼児家庭保育応援事業補助金住所等変更届（様式第4号）

(本補助金の返還)

第 10 条 町長は、虚偽その他不正な行為によって本補助金の交付を受けた者があるときは、本補助金の交付を取り消し、既に交付した本補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(規則との調整)

第 11 条 規則第 27 条の規定により、本補助金の交付申請、実績報告、交付決定及び請求に関しては、規則の規定に関わらず、この要綱の定めるところによる。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の廃止)

2 三朝町三代同居世帯子育て支援事業補助金交付要綱（平成 26 年三朝町告示第 54 号）は、平成 29 年 3 月 31 日限り廃止する。なお、同日前に同要綱の規定により、交付決定を受けた補助金については、同要綱の規定は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日等)

1 この改正は、平成31年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行し、平成31年度から適用する。

(経過措置)

2 施行日前に改正前の規定により本補助金の交付の決定を受けており施行日以後も引き続き本補助金の交付を受けようとする者であって、改正前の第 4 条第 2 項の規定を適用したとしたならば施行日から引き続き本補助金の交付を受けることができる者となるもの（以下「経過措置対象者」という。）については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の規定は、経過措置対象者のうち施行日以後に本補助金の交付制限に該当し、又は受給資格を喪失したものについては、当該該当し、又は喪失した日以後は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、令和 4 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日前に改正前の規定により本補助金の交付の決定を受けており施行日以後も引き続き本補助金の交付を受けようとする者であって、改正前の第 4 条第 2 項の規定を適用したとしたならば施行日から引き続き本補助金の交付を受けることができる者となるも

の（以下「経過措置対象者」という。）については、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 前項の規定は、経過措置対象者のうち施行日以後に本補助金の交付制限に該当し、又は受給資格を喪失したものについては、当該該当し、又は喪失した日以後は、適用しない。